

# 千葉県報

定例  
平成29年5月9日

## 主要目次

- 包括外部監査契約の締結  
公安委員会告示  
1
- 道路交通法に基づく駐車監視員資格者講習の実施  
海区漁業調整委員会告示  
1
- 千葉県海区漁業調整委員会告示第百二十三号  
千葉県海区漁業調整委員会告示第百十四号  
2
- 公告  
2
- 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等  
平成二十九年年度毒物劇物取扱者試験の実施  
水道局公告  
3
- 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等  
企業土地管理局公告  
6
- 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等  
病院局公告  
7
- 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等  
特定調達公告  
7
- 落札者等の公告(四件)  
7

## 告示

千葉県告示第百六十五号  
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結した。  
平成二十九年五月九日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 包括外部監査契約の期間の始期  
平成二十九年四月三日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額を合算する。
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

1 氏名 石川英夫  
2 住所 千葉市中央区川戸町四二九番地七六

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
契約を締結した後及び監査の実施の通知があった後にそれぞれ概算により支払うものとし、監査の結果に関する報告の提出があった後に費用の精算を行うものとする。

## 公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第13号  
道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第1号イの規定による駐車監視員資格者講習を次のとおり実施する。  
平成29年5月9日

千葉県公安委員会委員長 小 堀 史

- 1 講習及び修了検査の期日及び時間  
(1) 講習  
平成29年6月28日(水曜日)及び29日(木曜日)の午前9時15分から午後6時まで  
(2) 修了検査  
平成29年7月6日(水曜日)の午前9時30分から午前10時30分まで
- 2 講習及び修了検査の場所  
千葉市中央区中央四丁目13番10号 千葉県教育会館303号会議室
- 3 受講定員  
100人
- 4 受講申込手続等  
(1) 受講申出手続  
ア 受講申出手続  
受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、住所、氏名、電話番号及び受講を希望する旨並びに返信部に宛先を明記した往復葉書により、平成29年5月31日(水曜日)までに申し出ること。  
なお、平成29年5月31日(水曜日)までの消印があるものについては有効とする。  
イ 受講申出先  
千葉市中央区長洲一丁目9番1号 千葉県警察本部交通部指導課駐車対策センター
- (2) 受講者決定通知  
受講申出期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講希望者に対し受講者決定通知を行う。

委員会、資源保護上必要があると認めるときは、承認をするに当たり制限又は条件を付けることがある。

四 承認証の携帯  
承認を受けた者は、さざえを採捕しようとする場合には、委員会が交付した当該承認に係る承認証を自ら携帯し、又は採捕責任者に携帯させなければならない。

五 承認の取消し  
委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、承認を取り消すことがある。

六 取扱要領  
この指示に定めるもののほか、承認に関する事務の取扱いについては、委員会が別に定める。

公 告

物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等  
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第百六十七條の五第一項及び第百六十七條の十一第二項の規定により、県の発注する物品の購入又は製造、印刷の請負その他の契約(建設工事、建設工事に係る製造の請負及び測量、調査、設計等の業務委託に係る契約を除く。)に係る平成三十年三月三十一日までの間の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について次のとおり定める。

なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)及び二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定の適用を受けるものである。

平成二十九年五月九日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 第一 入札に参加することができる者  
入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、入札の参加資格に関する審査(以下「資格審査」という。)を受け、資格を有すると認められたものとする。
- 一 施行令第百六十七條の四第一項(施行令第百六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者
  - 二 施行令第百六十七條の四第二項(施行令第百六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。)の規定により入札に参加させないこととされている者
  - 三 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者
- 第二 資格審査の基準日  
入札参加資格のない者が随時に申請を行う場合の資格審査の基準日(以下「審査基準日」という。)は、申請日とする。

第三 入札参加資格審査の申請方法及び添付書類

一 資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、電子情報処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用した物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格審査の申請(以下「電子申請」という。)を知事に行わなければならない。

二 申請者は、電子申請後、入札参加資格審査申請書、審査項目調書、契約実績調書及び許認可調書(以下「申請書等」という。)を印刷しなければならない。

三 申請者は、電子申請後、直ちに次に掲げる書類(以下「提出書類」という。)を郵送等により知事に提出しなければならない。ただし、日本国内に営業所を置かない者が提出する場合にあつては、納税証明書、法人の登記事項証明書、身分証明書等又は印鑑証明書の提出を省略することができる。

- 1 申請書等
  - 2 経歴書(創業時から現在までの営業経歴を記載したもの)
  - 3 財務諸表(電子申請を行った日の属する事業年度の直前の確定申告を終えた決算の営業年度のものとする。)
  - 4 納税証明書(全ての千葉県並びに消費税及び地方消費税の納税証明書とする。ただし、千葉県内に営業所等を有しない者にあつては、審査基準日直前の確定申告を終えた決算の営業年度における法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書とする。)
  - 5 申請者が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書
  - 6 個人にあつては、市町村又は特別区の長が発行した身分証明書及び後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書
  - 7 印鑑証明書(法人にあつては、代表者のものとする。)
  - 8 営業に関し許可、認可等を必要とする場合にあつては、許可証、認可証等の写し
  - 9 国際規格等(ISO9001若しくはISO14001又はエコアクション21(一般財団法人持続性推進機構が認証するもの)をいう。以下同じ。))の認証を取得している者にあつては、当該認証に係る登録証等の写し
  - 10 障害者法定雇用率達成者にあつては、障害者雇用状況報告書の写し
  - 11 技術者の資格免許等取得状況一覧表
  - 12 使用印鑑届兼委任状(別記様式)
- 第四 資格審査の電子申請の時期  
資格審査の電子申請は、随時に行うことができる。
- 第五 電子申請等に用いる言語等  
電子申請は、日本語で行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、J1

S 第一水準及び第二水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又はひらがな若しくは片仮名に置き換えるものとする。ただし、メールアドレス及びURL（ホームページのアドレスをいう。以下同じ。）については、この限りでない。

二 提出書類のうち、財務諸表は、日本語で作成しなければならない。その他の書類で外国語で記載するものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

三 電子申請及び提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

四 各証明書は、電子申請を行った日前三箇月以内に発行されたものとする。

第六 資格審査及び等級区分  
知事は、提出書類を提出した申請者について資格審査を行った結果、入札の参加資格を有すると認めるときは、次に掲げる事項を数値により評価し、当該数値の合計により別表に定める等級に格付けをするものとする。

一 製造又は販売の実績

二 経営規模

1 自己資本の額

2 生産設備の額

3 常勤職員数

三 経営状況

1 流動比率

2 営業年数

四 その他

1 国際規格等の取得状況

2 障害者雇用状況

第七 物品等入札参加業者適格者名簿への記載及び資格の有効期間  
第六による審査の結果に基づき入札に参加する資格を有すると認められた者（以下「入札参加資格者」という。）については、その氏名又は名称その他必要な事項を物品等入札参加業者適格者名簿に記載するものとし、その有効期間は、知事が指定する日から平成三十年三月三十一日までとする。

二 一により物品等入札参加業者適格者名簿に記載された者については、その所在地、商号又は名称、代表者の氏名、連絡先の電話番号、希望業種及び等級を公表するものとする。

第八 資格審査の結果の通知  
資格審査の結果は、当該資格審査の申請者に通知するものとする。

第九 事業協同組合等（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四

十一年法律第九十七号）第二条第一項第四号に規定する組合をいう。以下同じ。）の特例

一 事業協同組合等に係る資格審査の申請は、第三に定める書類のほか次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

1 役員名簿

2 組合員名簿

3 適格組合（事業協同組合等のうち中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）にあつては、これを証する書類

二 適格組合が、組合員のうち任意に選択した十以内の組合員（以下「選択組合員」という。）に係る第三に定める書類を提出した場合にあつては、当該適格組合に係る資格審査は、第六の一から三までに掲げる事項のうち、営業年数については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の平均値により、その他の事項については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の合計値により行うものとする。

第十 変更等の届出  
入札参加資格者は、その資格の有効期間中に、次に掲げる事項について変更があつたとき、又は営業を廃止したときは、速やかにその旨を電子情報処理組織を使用して知事に届け出なければならない。

一 商号又は名称

二 営業所の名称、所在地、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス及びURL

三 入札参加資格者が法人の場合にあつては、その代表者の氏名

四 入札参加資格者が個人の場合にあつては、その氏名

五 代理人

六 届出の印鑑

七 生産設備（著しく変更した場合に限る。）

八 希望業種（第一希望業種は変更できない。）

第十一 入札参加資格の取消し

一 入札参加資格者が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、その入札参加資格を取り消すものとする。

1 第一の一若しくは二に該当することとなつたとき、又は営業に関し必要とされる許可、認可等を取つたとき。

2 電子申請、提出書類等に故意に虚偽の事項の記録又は記載をしたとき。

3 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。

二 入札参加資格者が第十による変更等の届出をする必要があるにもかかわらず、変更等の届出をしないときは、その者の資格を取り消すことができるものとする。

三 一及び二により入札参加資格の取消しを行ったときは、知事はその旨を入札参加資格者に理由を付して通知するとともに、その者を物品等入札参加業者適格者名簿から

抹消するものとする。

第十二 入札参加資格の停止

- 一 入札参加資格者が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、当該場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる期間、知事はその者の資格を停止するものとする。
  - 1 不渡手形又は不渡小切手を出した場合 当該不渡手形又は不渡小切手を出した日から六箇月が経過する日まで
  - 2 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づき更生手続開始の申立てが行われた場合 同法に基づく裁判所の更生手続開始の決定が行われる日まで
  - 3 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づき再生手続開始の申立てが行われた場合 同法に基づく裁判所の再生手続開始の決定が行われる日まで
- 二 一により入札参加資格の停止を行ったときは、知事はその旨を当該入札参加資格者に理由を付して通知するものとする。

第十三 入札参加資格の更新に関する手続

入札参加資格の更新を希望する者は、平成三十年四月一日以降の入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について別に公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請書を提出すること。

第十四 千葉県警察本部への情報提供、照会等

申請者に関する情報については、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者を県が実施する入札から排除する措置を講ずるために、千葉県警察本部へ提供し、又は照会等に使用することがあるほか、申請者に対し必要な書類の提出を求めることがある。

第十五 この公告に関する問合せ先

千葉県総務部管財課調達指導班 電話〇四三(二三三) 二二二一

別表

等級別	審査数	値
A 級	七十点以上	
B 級	四十点以上七十点未満	
C 級	四十点未満	

別記様式

(その1)

使用印鑑届書委任状

平成 年 月 日

千葉県知事  
千葉県水道局長  
千葉県企業土地管理局長  
千葉県環境院長  
千葉県教育委員会教育長

所在地又は住所  
登記上の所在地  
又は住民票上の住所  
商号又は名称  
代表者職氏名

実印  
使用印  
代理人使用印

1 使用印鑑届  
私は、次の印鑑を入札・見積り・契約の締結及び契約代金等の請求受領等に使用するものとして届け出ます。  
\* 実印を使用印としてお使いになる場合は、実印の欄にだけ押印してください。印鑑は、はつきりと押印してください。

2 委任事項  
私は、次の者を代理人と定め、  
私からの入札参加資格の有効期間において、下記の権限を委任します。  
この場合、次の印鑑を入札・見積り・契約の締結及び契約代金等の請求受領等に使用するものとして届け出ます。

所在地又は住所  
商号又は名称  
受任者 職氏名

記

委任事項

- (1) 見積り及び入札に関する一切の権限
- (2) 復代理人選任に関する一切の権限
- (3) 契約の締結及び契約の履行に関する一切の権限
- (4) 契約代金の請求及び受領に関する一切の権限
- (5) 共同企業体の締結、共同企業体締結後の契約の締結に関する一切の権限 (建設工事のみ)
- (6) その他、上記委任事項に補足する事項及びその他委任事項がある場合は、委任内容を記載してください。

注意事項

- 1 使用印及び復代理人使用印は個人が特定できる印鑑を使用してください。
- 2 建設工事については、委任事項(3)・(4)・(5)は営業所等許可を受けた建設業に限ります。

(その2)

申請区分	
商号区分	

使用印鑑届 兼 委任状  
平成 年 月 日

千葉県知事  
千葉県水道局長  
千葉県企業土地管理局長  
千葉県病院局長  
千葉県教育委員会教育長

所在地又は住所

〔登記上の所在地〕  
〔又は住民票上の住所〕

商号又は名称  
代表者職氏名

兼印

使用印

1 使用印鑑届

私は、次の印鑑を入れ、見取り・契約の締結及び契約代金等の請求受領等に使用するものとして届け出ます。  
\*実印を使用印としてお使いになる場合は、実印の欄にだけ押印してください。  
印鑑は、はつきりと押印してください。

2 委任事項

私は、 から までの入れ  
参加資格の有効期間において、委任事項はありません。

平成二十九年年度毒物劇物取扱者試験の実施  
毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第八条第一項第三号の規定により、平成二十九年年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。  
平成二十九年五月九日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 試験日時

平成二十九年八月十日(木曜日) 午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験場所

千葉市稲毛区穴川一丁目五番二号 敬愛大学稲毛キャンパス

三 持参による受験願書の提出

1 受験願書の受付期間等

受験願書の受付期間は平成二十九年七月六日(木曜日)及び七日(金曜日)とし、その受付時間は午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時から午後四時までとする。

2 受験願書の提出先

千葉市中央区中央四丁目一三番一〇号 千葉県教育会館三〇四会議室

四 郵送による受験願書の提出

1 受験願書の受付期間

平成二十九年六月二十六日(月曜日)から三十日(金曜日)までとし、同日までの消印があるものに限り有効とする。

2 受験願書の提出先

千葉市中央区市場町一番一号 千葉県健康福祉部薬務課審査指導班

五 その他

この試験に関し不明な点は、千葉県健康福祉部薬務課審査指導班(電話〇四三二二二二)に問い合わせること。

水道局 公告

物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定により、千葉県水道局の発注する物品の購入又は製造、印刷の請負その他の契約(建設工事、建設工事に係る製造の請負及び測量、調査、設計等の業務委託に係る契約を除く。)に係る平成三十年三月三十一日までの間の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について次のとおり定める。

なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する